

# 損害区分に不公平感

被災地・宮城の声を基に 公明、政府に改善迫る

東日本大震災の発生後、被災地では建物や家財を対象にした「地震保険」に関する課題が浮き彫りになつてゐる。理由の一つは、保険金の算定基準になると「損害区分」が被害の実態に合つていなかった。

地震保険の建物の損害区分分は、①保険金額の100%を支払う「全損」②同50%を支払う「半損」③同5%を支払う「一部損」である。た場合でも、18%が8%と認定されると、例えば、損害額は、主に構造部（基礎・柱・壁・屋根など）の損害額で区分され、建物の時価の50%以上は「全損」、同20%以上50%未満は「半損」、同3%以上20%未満は「一部損」となつてゐる（図参照）。ここで問題になっているのが、被害程度に対する補償内容が不十分な点だ。

部損——の3区分。

それぞれ主要構造部（基礎

部損）として一律5%。20%

以上50%未満で保

険金額の50%が支

払われる「半損」

との差は大きく、

補修費をカバーで

きないケースも生

じる。

一方、保険金の

査定についても課

題がある。3月11

日に発生した本震

(M9・0)と4

月7日に起きた余

震(M7・1)で、

保険金を2回分査

定した保険会社と

1回分しか査定し

なかつた保険会社

とされた場合でも、補償は一

般50%未満で保

険金額の50%が支

払われる「半損」

との差は大きく、

補修費をカバーで

きないケースも生

じる。

一方、保険金の

査定についても課

題がある。3月11

日に発生した本震

(M9・0)と4

月7日に起きた余

震(M7・1)で、

保険金を2回分査

定した保険会社と

1回分しか査定し

なかつた保険会社

とされた場合でも、補償は一

般50%未満で保

険金額の50%が支

払われる「半損」

との差は大きく、

補修費をカバーで

きないケースも生

じる。

一方、保険金の

査定についても課

題がある。3月11

日に発生した本震

(M9・0)と4

月7日に起きた余

震(M7・1)で、

保険金を2回分査

定した保険会社と

1回分しか査定し

なかつた保険会社

とされた場合でも、補償は一

般50%未満で保

険金額の50%が支

払われる「半損」

との差は大きく、

補修費をカバーで

きないケースも生

じる。

一方、保険金の

査定についても課

題がある。3月11

日に発生した本震

(M9・0)と4

月7日に起きた余

震(M7・1)で、

保険金を2回分査

定した保険会社と

1回分しか査定し

なかつた保険会社

とされた場合でも、補償は一

般50%未満で保

険金額の50%が支

払われる「半損」

との差は大きく、

補修費をカバーで

きないケースも生

じる。

一方、保険金の

査定についても課

題がある。3月11

日に発生した本震

(M9・0)と4

月7日に起きた余

震(M7・1)で、

保険金を2回分査

定した保険会社と

1回分しか査定し

なかつた保険会社

とされた場合でも、補償は一

般50%未満で保

険金額の50%が支

払われる「半損」

との差は大きく、

補修費をカバーで

きないケースも生

じる。

一方、保険金の

査定についても課題があ

がつたため、被災者には「不公平」との不満が広がつてゐるのだ。

10月22日、仙台市泉区の住民からこうした訴えを聞いた公明党の竹谷とし子参院議員

と伊藤かずひろ宮城県議（県議選予定候補）は、国に改善を働き掛けることを約束。竹

谷さんは早速、同27日の参院財政金融委員会で取り上げた。

この中で竹谷さんは、被災者支援に真に役立つ地震保険に対するたたかいで、保険の支払いを2回行う必要性を強調した。

これに対し、安住淳財務相は「具体的な話は金融庁と相談しながら対応したい」と答えた。

今後の大規模災害に備える観点からも迅速な対策が急がれる。

向にするべきだ」と主張し、損害区分の見直しを要請。併せて、保険会社が地震の影響で損害調査にやむを得ず1回しか受けなかつた場合でも、保険の支払いを2回行う必要性を強調した。



## 地震保険の建物の損害区分例

損害の程度 支払保険金	査定基準 (主要構造部)
全損 保険金額の100%	損害額が建物の時価の50%以上
半損 保険金額の50%	損害額が建物の時価の20%以上 50%未満
一部損 保険金額の5%	損害額が建物の時価の3%以上 20%未満

※主要構造部とは、基礎・柱・壁・屋根など